

## エネファーム補助金交付後の変更ーリース等契約内容が変更となる場合の手続きについてー

補助金を受けて取得した補助対象システム(燃料電池システム)については、補助事業者(補助金を受けた方)が責任を持って管理し、補助金の交付の目的に従って6年間以上継続して使用する義務があります。

6年間の処分制限期間内にリース等契約内容(使用者、設置先住所、契約期間、リース料等)を変更した場合は、「補助事業におけるリース等契約に係る変更完了報告書」を提出して下さい。

### 【手続きの流れ】

※一般社団法人燃料電池普及促進協会を以下「FCA」という。

#### 報告書の作成・提出

□補助事業におけるリース等契約に係る変更完了報告書(C-2B)  
〈添付書類〉

□リース等契約書の写し  
[設置先住所の変更の場合]

□カラー写真6点

- ①撤去前の補助対象システムの全景
- ②移設するユニットを取り外した後の基礎等が見えるもの
- ③移設先設置住宅等建物の全景
- ④移設後の補助対象システムの全景
- ⑦燃料電池ユニットの品名番号および製造番号(銘板)のアップ
- ⑧貯湯ユニットの品名番号および製造番号(銘板)のアップ

[リース料の変更の場合]

□リース料計算書及びリース料から補助金相当分が減額されていることを証する書類

※契約変更完了後、速やかに提出してください。

※必ずコピーを取り、補助事業者および手続代行者が保管してください。  
(提出いただいた書類等は、原則返却できませんのでご了承ください。)

#### FCA 受付・審査

※書類に不備があった場合、補助事業者または手続代行者へ連絡します。  
(不備がない場合、特にFCAより連絡は致しません。)

※停止期間が長期に渡る場合、6年間の処分制限期間が延長となる場合があります。

#### 承認通知書の受取

□リース等契約に係る変更承認通知書(C-2C)

※補助事業者へ特定記録郵便で送付します。

※FCAから送付した書類は、補助事業者および手続代行者が保管してください。

#### 《送付先》

一般社団法人燃料電池普及促進協会 補助金事業センター  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3-11-15 SVAX TTビル7階  
TEL:03-5472-1190

書留郵便(簡易書留・レターパックプラスは可)等で送付してください。